

第 5 号 議 案

令和 7 年 4 月 2 3 日

府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について

府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正
する訓令

府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱（令和２年教委訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「４，８００円」を「４，９００円」に改める。

附 則

この訓令は、令和７年４月２３日から施行し、改正後の府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和７年４月１日から適用する。

府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第4条 [略] 第5条 [略] 2 前項に規定する給付限度額は、認定子ども 1人当たり <u>4,800円</u> とする。 第6条～第12条 [略]	第1条～第4条 [略] 第5条 [略] 2 前項に規定する給付限度額は、認定子ども 1人当たり <u>4,900円</u> とする。 第6条～第12条 [略]